

福祉のひろば

8
2011

特集

若者たちの明日のために

シューカツ（就職活動）はいま

労働組合に入って「正しくキレよう！」

若者たちの厳しい雇用の背後にあるものは何か

シリーズ 沖縄から平和を考える（第四回）

復帰前の沖縄の米軍基地に一万三〇〇〇トン！

貯蔵された致死性毒ガス兵器撤去のたたかい



ひろばトーク

しもむら ゆきひと

下村幸仁さん

山梨県立大学教授



被災した生活保護利用者への義援金等の収入認定による保護廃止の不当性

編集 総合社会福祉研究所

正しくキレイよう！

—地域労組おおさか青年部—

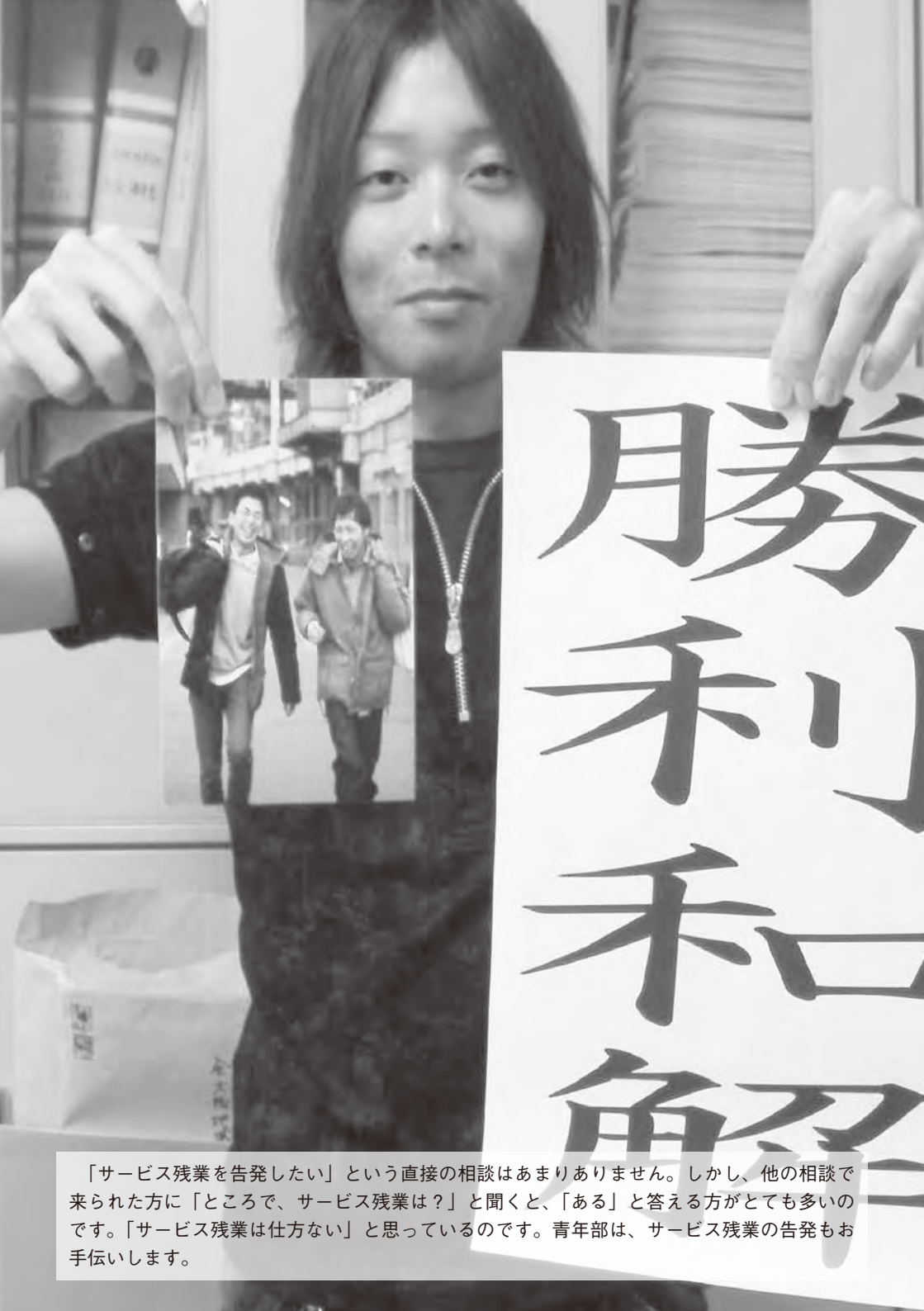


地域労組おおさか青年部は、一人でも、だれでも入れる労働組合で、39歳までの青年たちが活動しています。個人では解決が難しい問題でも、「労働組合」という憲法と法律に基づく組織なら解決できることがあります。「労働組合を身近に感じてもらいたい」と書記長の^{なかしま}中島聡さん（写真右）は話します。



問題を解決するのは当事者です。労働組合は、当事者に「労働者の権利」を知ってもらい、問題の解決をサポートしています。当事者が主体的に自分の争議に取り組めるよう、争議や法律の具体的な知識を得るための研究会を行っています。

また、“問題”には常にそれを生み出す“構造”があり、そこに着手しなければ、社会問題の解決はできません。一介の労働者が企業に立ち向かうための“戦略”を真剣に考え、自分の問題だけでなく社会の問題に立ち向かっていくために、学習しています。



月勝
利和
角忍

「サービス残業を告発したい」という直接の相談はあまりありません。しかし、他の相談で来られた方に「ところで、サービス残業は？」と聞くと、「ある」と答える方がとても多いのです。「サービス残業は仕方ない」と思っているのです。青年部は、サービス残業の告発もお手伝いします。



労基法を守り全従業員に残業代を払え!!

残業代は1分単位で払われます。地域労組おおさか青年部

アルバイトにも有給休暇を与えよ!!

アルバイトにも有給はある! 地域労組おおさか青年部

団体交渉という当事者がもっともしんどい場面を青年部みんなで助け合うために、およそ100名の青年部員に団交の日時を発信し、都合のつく部員は団交に参加します。何も言い返せなくても、知識がなくても、仲間が隣にいるというだけで、当事者にとってはとても心強いのです。(文 申佳弥/今回の写真は、地域労組おおさか青年部に提供していただきました。グラビア用に撮影されたものではないため、画像の粗いものもありますが、青年部の生き生きした活動が伝わってきます。関連記事16～20ページ)

【ひろばトーク】

被災した生活保護利用者への義援金等の
収入認定による保護廃止の不当性

下村 幸仁 6

●特集● 若者たちの明日のために

- シューカツ（就職活動）はいま 9
労働組合に入って「正しくキレよう！」 中嶋 聡 16
——広がる！ みんなで勝ち取り、つながる若者労働運動
若者たちの厳しい雇用の背後にあるものは何か 21
——熊沢 誠さん

●トピックス●

- 手記 ひきこもりからふみだした息子 木村 恵子 32
——親としての葛藤を抱えて見守る日々
シリーズ 沖縄から平和を考える 第4回 編集主幹 36
復帰前の沖縄の米軍基地に1万3000トン！
貯蔵された致死性毒ガス兵器撤去のたたかい
第17回社会福祉研究交流集会in京都 プログラム&分科会 44

●連載●

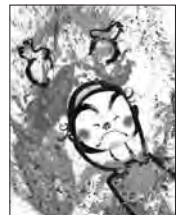
- フォーラム
予防ということ 河合 克義 48
相談室の窓から
心の綱引き——D子さん（その3） 青木 道忠 50
連載・小川政亮 第一部 父 恂臧（5） 小川 政亮 52
わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」
私の地域医療（その28） 早川 一光 56
よりあって おりあって——宅老所よりあい物語——
100歳まで生きたい 下村恵美子 58
育つ風景
1歳児に育てられる 清水 玲子 60
野口雨情——名作の底に流れるもの——
第5回『シャボン玉』 奈良 達雄 62
映画案内
『おじいさんと草原の小学校』 吉村 英夫 64
現代の貧困を訪ねて 被災地のボランティア活動 生田 武志 66
海外社会保障事情 ドイツ見たまま 若井 雅明 68
私の研究ノート
ジェネラリスト・ソーシャルワークの実践を追い求めて 小山 幸 70
ホームレスから日本を見れば ありむら潜 72
地域から現場から
「16創年の会」——全員が主役・愉しみながら市民と交流 上田 征生 73
花咲け！男やもめ 川口モトコ 74

福祉のひろば

2011年8月号

●表紙の絵と写真●

神門やす子
背景写真は西オーストラ
リアのLiving Rock（下
野祇園）



●カット●
川本 浩

今月の本棚 29/みんなのポスト 30/しりとりであそぼう！&憲
法クイズ 75/福祉の動き 76

●グラビア● 正しくキレよう！——地域労組おおさか青年部——

被災した生活保護利用者への 義援金等の収入認定による 保護廃止の不当性

しもむら 下村 幸仁さん
しゅきひと 幸仁さん
山梨県立大学人間福祉学部教授

東日本大震災の被災者に支給される義援金や原発被害による仮払補償金を収入認定し、生活保護を一方的に廃止するという事件が福島県や宮城県で発生しました。このため、福島県生活と健康を守る会連合会や福島県弁護士会などと連携して、この不当処分を取り消しを求めてたたかいはじめました。

義援金は、生活再建と生活保障のために被災者に支給されるものです。一方、仮払補償金は、東京電力福島原子力発電所事故による放射能被害からの物的・精神的な被害に対して支給されるものです。ところが、福島県の南相馬市福祉事務所等は、自立更生のために充てられる費目・額を矮小化して生活保護利用者に説明し、六月一日付で一方的に保護廃止処分を行いました。

私たちは、六月一〇日に南相馬市と福島県相双保健福祉事務所に交渉を行いました。交渉により、相双福祉事務所から出された義援金等の収入認定の取扱い通知は、県の主管課である社会福祉課に相談の上、自立更生に充てるものを「例示」したものとという事実が明らかになりました。また「例示」の矮小性について認め、同所では積み上げ方式で丁寧処理しており保護廃止に至った世帯はないとの回答でした。

しかし、南相馬市福祉事務所は「義援金等手持金での生活が優先される」という方針の下、壊れた家具什器の買い換え費用程度しか自立更生のための費用控除を認めようとしません。担当係長からは「避難所ではおにぎりもペットボトル（の水）も支給されるからお金は要らない」との暴言があったとされます。きわめて生活感や人権感覚の欠落した不当な取扱いにより、同市だけでも一五〇世帯が保護の廃止処分となっています。

国からは、五月二日付で「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（そ



しもむら ゆきひと

1978年、広島市役所就職。2005年までの20年間、生活保護ケースワーカーとして勤務。2005年から2010年まで会津大学短期大学部社会福祉学科助教・教授を経て、2010年から現職。

の三」という重要な通知が出ています。この通知は、義援金等の「収入認定をしないものの取扱い」に関し、自立更生のために充てた場合の控除について「被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意する」よう指導しています。少なくとも、保護廃止を前提とはしていません。

このような不当な行政処分はなぜ行われるのでしょうか。問題の背景には、現在行われている社会保障制度改革の議論があります。議論の柱の一つには「生活保護の見直し」と震災後の社会保障の羅針盤としての国民相互の「共助」の強調があります。

その後、福島県は六月二〇日に、私たちの運動に配慮した内容の通知を改めて出しました。「第一次義援金については……包括的に自立更生計画書に計上」し、「使途について確認する必要はない」と示しています。これにより、南相馬市以外は実質的に収入認定しない取扱いとなりました。また、六月二四日には、全生連が厚労省交渉を実施しました。

これからのたまたかとして、不当な廃止処分を受けた生活保護利用者の方々の生存権を護るため、一人でも多くの利用者が審査請求を行えるよう意志の統一を進めていくことが必要です。また、これから生活保護を申請される方に対しても、不当な取扱いにより受給抑制がされないように運動を進めていくことが求められています。

最後に、福島県在住の詩人である和合亮一わごうりょういち氏の詩を紹介し、義援金や仮払補償金は収入認定されるべきでないことを訴えたいと思います。

喪失の悲憤の渦に、巻かれましょう、激化する社会の矛盾に、不気味な煙火に、放射能という幽霊の肉体に、家と家族を失った悲しみに……、立てよ

(@wago2828 五月二五日 web)

特集

若者たちの 明日のために

——「就活」の現実、

そして若者たちの労働に何が起き、

何を変えなければならぬか——

若者たちを待ちかまえている「選択の自由」という名の排除の構造と「自己責任」という名のノルマ達成の企業社会は、回避できないほどの厳しい現実を彼らに押しつけています。

入場できるかどうかかわからずに入り口前に並ぶ長い行列（就職活動）。やっとの思いで入った職場では、何が起きているのか——。三人の就活事例と熊沢誠さんのインタビューを通して考えます。
(編集主幹)



何十社という企業の採用試験を受け、心身ともに疲弊している就活生にインタビューを行い、彼女たちの生活実態と「働く」ことに対する思いを追いました。今、若者たちの労働に何が起きているのか、「働く」とはどのようなことなのか、そして、若者たちは今の厳しい状況にどう立ち向かおうとしているのか、考えていきたいと思えます。

(取材担当 編集室 申佳弥)

就活活動はいま

〈取材 編集室 申佳弥〉

就活は三回生の六月から

大学生の就職活動（就活）は、早い人で三回生の六月から始まります。「リクナビ」や「マイナビ」などインターネットの就職情報サイトが、三回生の六月からオープンするためです。夏頃にはインターシップ（学生が一定期間、企業等で研修生として働き、就業体験ができる制度）があり、企業説明会が始まるのは秋頃からです。

就活の基本的なスケジュールは、プレエントリー（事前登録）

↓説明会↓エントリーシート（志望動機や自己PRなどを書く書類。以下、ES）の提出↓筆記試験や面接となつていきます。今年は震災の影響がありました。通常は二

〜四月が就活の一番忙しい時期となります。就活中の学生（以下、就活生）の七人に一人はうつ傾向にあるとか、平均して一人四社にESを提出していると言われ、なかなか内定をもらえない学生もいます。

実際に今の就活生はどんな思いで、どんな就活をしているので

しょうか。若者の「働きたい」という願いには、どのようなメッセージが込められているのでしょうか。近藤美名さん（立命館大学

文学部四回生）、八田香菜子さん（大阪経済法科大学経済学部四回生）、八木大幸さん（立命館大学産業社会学部四回生）に伺いました。

三人のシューカツ

近藤さんと八田さんはこれまで約一二〇社、八木さんは約一五〇社の企業にプレエントリーし、それぞれ三〇〜四〇社の企業にES